

1 概要

令和7年10月1日施行の児童福祉法改正に伴い、所管行政庁が保育所等の職員等による虐待の通報を受け、必要な措置を講じた場合に、児童福祉審議会等へ報告する必要性が生じた。そのため、こども育成支援対策審議会に設置できることとしている部会に対応できるよう所要の改正を行った。

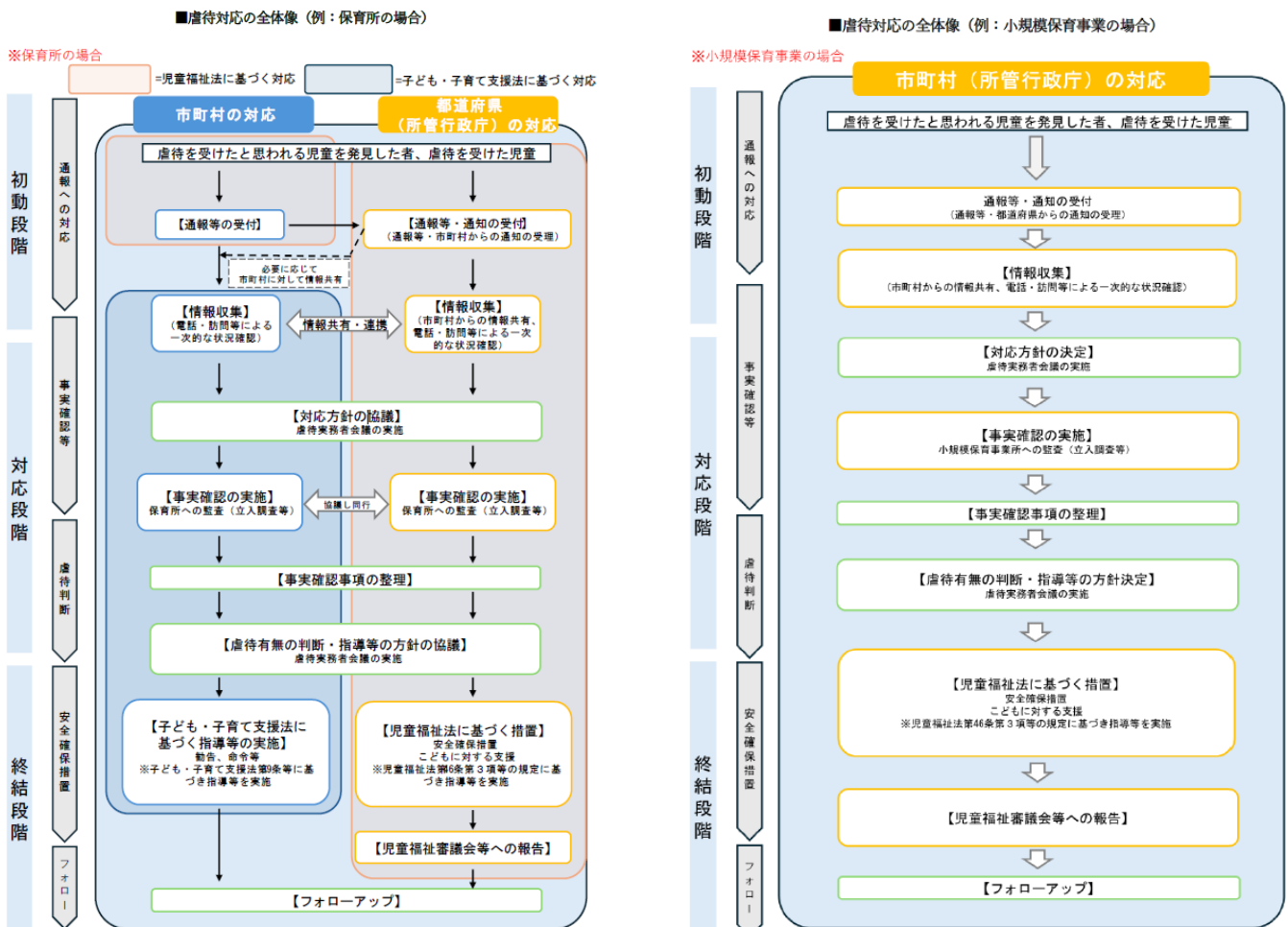
2 改正内容

- ① 第2条 所掌事務に「児童福祉法第8条第3項に規定する事項」を追加
- ② 第4条を新設し、「特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる」とした

3 部会委員の想定

- ① 審議会の学識経験者及び各種団体等の構成員のうち児童福祉行政に知見を有する委員又は虐待通報に知見を有する委員
- ② 弁護士や医師等の専門知識を有する委員

【参考】虐待通報の全体像



改正

平成25年6月1日規則第30号

平成28年4月1日規則第44号

令和元年5月20日規則第4号

令和2年3月18日規則第20号

令和5年3月14日規則第24号

令和7年3月3日規則第1号

令和7年10月1日規則第44号

周南市こども育成支援対策審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、周南市執行機関の附属機関の設置に関する条例（平成15年周南市条例第247号）第2条の規定に基づき、周南市こども育成支援対策審議会（以下「審議会」という。）の議事運営について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、調査し、審議し、及び連絡調整をする。

- (1) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に基づく市町村こども計画に関する事項
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項
- (4) その他子ども・子育て支援施策に関する事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査し、審議し、答申することができる。

3 審議会は、第1項各号に掲げる事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(組織及び委員の任期)

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織し、委員には次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者

- (2) 各種団体等の構成員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が特別な事情があると認めるときは、任期を延長することができる。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第4条 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、第3条第1項各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、委員及び議事に関係のある臨時委員をもって組織する部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

- 4 前条の規定は、部会について準用する。
- 5 部会に関し必要な事項は、審議会において定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども政策担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附 則 (平成25年6月1日規則第30号)

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年5月20日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月18日規則第20号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日規則第24号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月3日規則第1号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月1日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。